

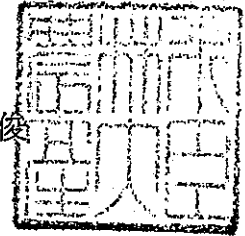
平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 若林 正俊



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

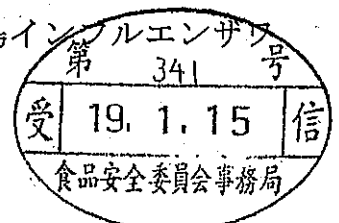
- 1 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第16条の規定により、なお従前の例によることとされる同法第2条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「旧法」という。）第23条において準用する旧法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての輸入の承認をすること。

（1）フロルフエニコールを有効成分とする牛の注射剤（ニューフロール）

（2）豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病（イクテロヘモラジー・カニコラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ）混合（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン（ファローシュアプラスB）

- 2 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての製造販売の承認をすること。

鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン（鳥インフルエンザワクチン「北研」）



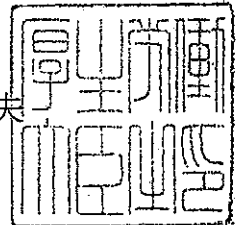
3 薬事法第83条第1項の規定により読み替えて適用される第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること。

- (1) リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤（ミコラル経口液、経口用ミコラル）
- (2) トリニューモウイルス感染症生ワクチン（ネモバック）
- (3) 豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン（ポーシリスERY、ポーシリスERY「IV」）
- (4) 塩酸クレンプテロールを有効成分とする馬の経口投与剤（ベンチプルミン－シロップ）
- (5) ヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤（ハイオネート）

厚生労働省発食安第0112020号
平成19年1月12日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



食品健康影響評価について

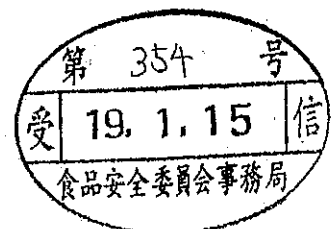
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成19年1月12日付け18消安第10557号及び18消安第10558号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成19年1月12日付け18消安第10556号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

フロルフェニコール



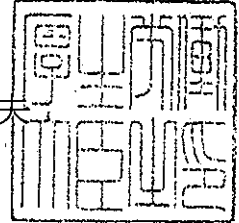
厚生労働省発食安第0112001号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



食品健康影響評価について

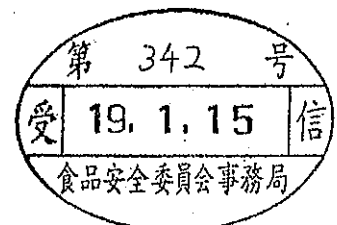
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成19年1月12日付け18消安第10557号及び18消安第10558号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成19年1月12日付け18消安第10556号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病（イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ）混合（アジュバント・油性アジュバント加）不活化ワクチン



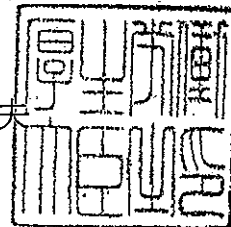
厚生労働省発食安第0112002号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、平成19年1月12日付け18消安第10557号及び18消安第10558号にて、農林水産大臣から当職あて意見を求められたものであり、その資料は平成19年1月12日付け18消安第10556号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン

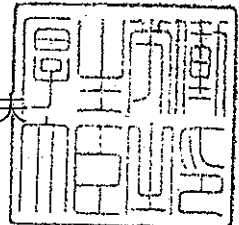


厚生労働省発食安第0112017号
平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

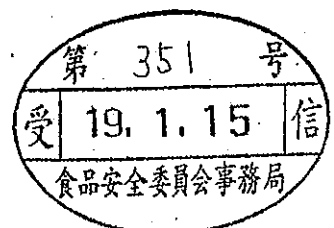
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、平成19年1月12日付け18消安第10556号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

チルミコシン



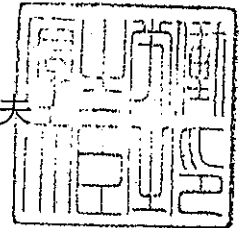
厚生労働省発食安第0112003号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

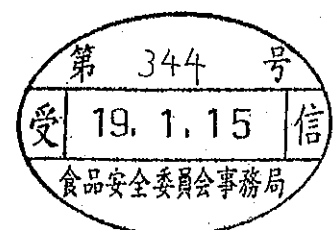
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、平成19年1月12日付け18消安第10556号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同様であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

トリニューモウイルス感染症生ワクチン



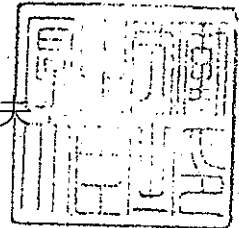
厚生労働省発食安第0112004号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

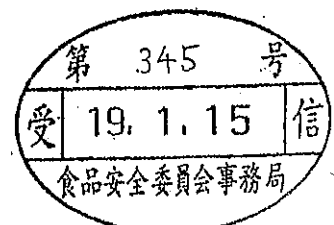
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、平成19年1月12日付け18消安第10556号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同様であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

豚丹毒（酢酸トコフェロールアジュバント加）不活化ワクチン

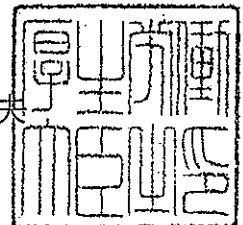


厚生労働省発食安第0112014号
平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、平成19年1月12日付け18消安第10556号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

クレンブテロール



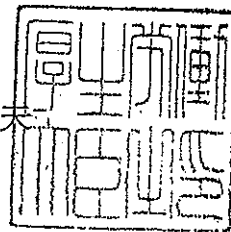
厚生労働省発食安第0112005号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

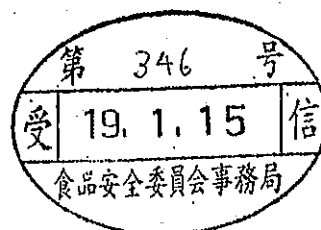
食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、資料については、薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、平成19年1月12日付け18消安第10556号にて、農林水産大臣から貴職あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

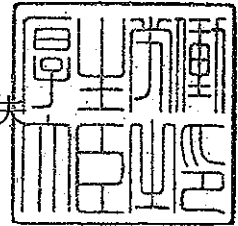
ヒアルロン酸ナトリウム



厚生労働省発食安第0112006号
平成19年1月12日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



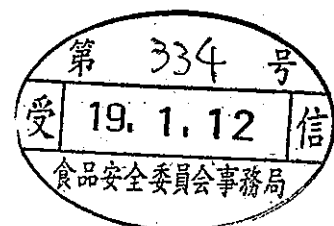
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

イマゼタピルアンモニウム塩



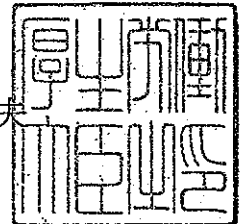
厚生労働省発食安第0112007号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

シクロエート



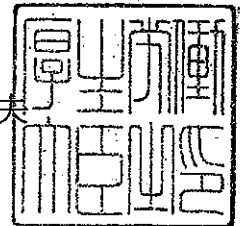
厚生労働省発食安第0112008号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



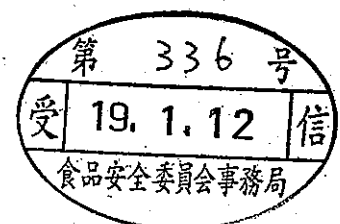
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ジクロルミド



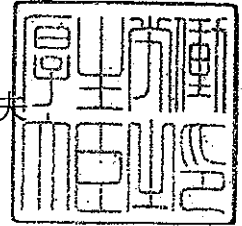
厚生労働省発食安第0112009号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ゾキサミド





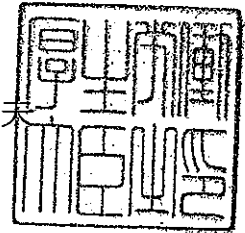
厚生労働省発食安第0112010号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



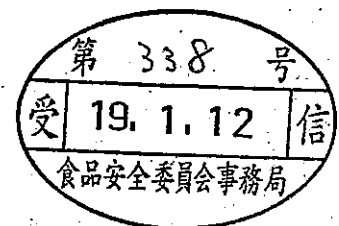
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

ピノキサデン

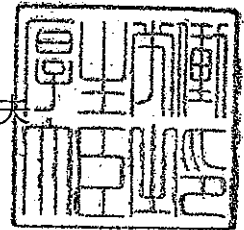




厚生労働省発食安第0112011号
平成19年1月12日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



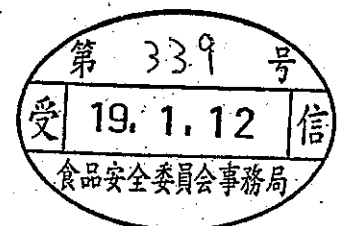
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

フルフェンピルエチル



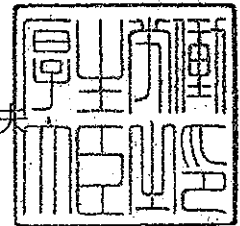
厚生労働省発食安第0112012号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



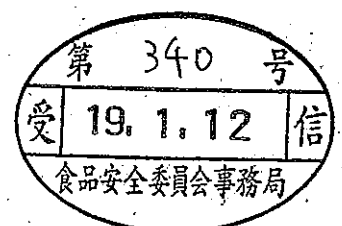
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる農薬の食品中の残留基準を設定すること

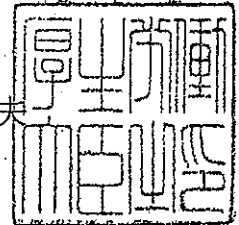
プロポキシカルバゾン



厚生労働省発食安第0112013号
平成19年1月12日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



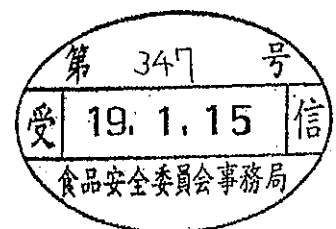
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

クマホス

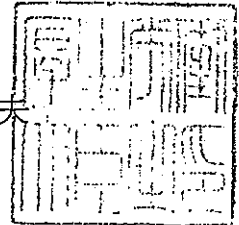


厚生労働省発食安第0112015号
平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



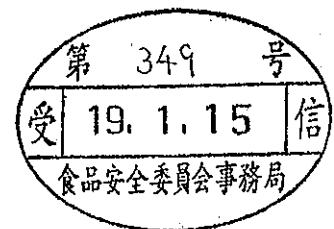
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

酢酸メレンゲステロール



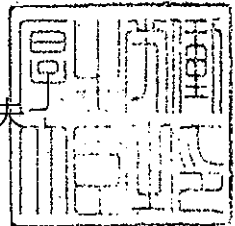
厚生労働省発食安第0112016号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

セフォペラゾン

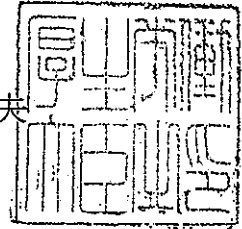


厚生労働省発食安第0112018号
平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



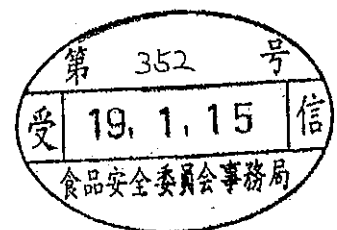
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ニトロフラン類（ニトロフラゾン、ニトロフランチン、フラゾリドン及びフラルタドンをいう）



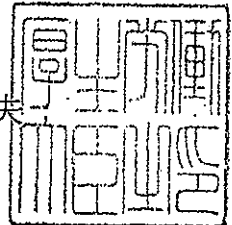
厚生労働省発食安第0112019号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

パロモマイシン



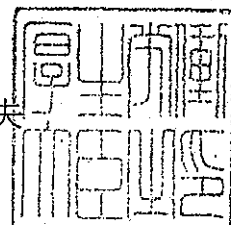
厚生労働省発食安第0112021号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



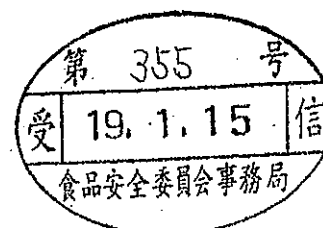
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

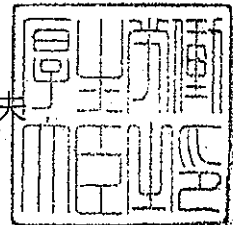
メチルプレドニゾン



厚生労働省発食安第0112022号
平成19年1月12日

食品安全委員会
委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



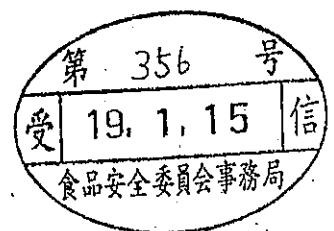
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、次に掲げる動物用医薬品の食品中の残留基準を設定すること

ラフォキサニド



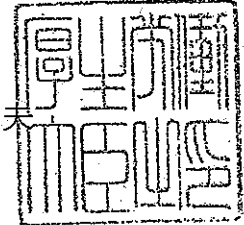
厚生労働省発食安第0112029号

平成19年1月12日

食品安全委員会

委員長 見上 彪 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年政令第273号）第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令（平成15年内閣府令第66号）第1号の規定に基づき、平成15年10月28日付け厚生労働省発食安第1028004号をもって、同法第11条第1項に規定する下記事項に係る食品健康影響評価について貴職に意見を求めたところですが、申請者から特定保健用食品の表示許可申請を取り下げる旨の申し出があったことから、貴職に意見を求めたことについて取り下げます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）の規定に基づき定められた、特定保健用食品の安全性及び効果の審査の手続（平成13年厚生労働省告示第96号）第2条第2項の規定に基づき、「稲から生まれた青汁」（申請者：亀田製菓株式会社）の安全性の審査を行うこと。

